

大鰐町移住交流体験施設等登録制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住及び交流の促進による地域活性化を図るため、地域ならではの生活体験や食農体験等を通じて、都市等と町内の人々が交流できる移住交流体験施設等（以下「体験施設等」という。）の登録制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 体験施設等の登録基準は、町内施設、町内事業者（個人事業者含む。）、町内団体又は住民基本台帳に記録されている町民であって、暴力団に関わりがなく、かつ、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。ただし、いずれも関係法令を遵守しているものでなければならない。

- (1) 宿泊施設又は交流施設であること。
- (2) 生活体験や食農体験等の提供を行うこと。
- (3) 地域の食材や特産品等、地域資源を有効に活用した取組を提供していること。
- (4) 青森県外からの移住経験があること。
- (5) 地域おこし協力隊に着任した経験があること。
- (6) その他町長が必要と認めること。

(登録)

第3条 体験施設等の登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大鰐町移住交流体験施設等登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、登録の可否を決定するものとし、登録することを決定した場合にあっては、大鰐町移住交流体験施設等登録通知書（様式第2号）により、登録しないことを決定した場合にあっては、大鰐町移住交流体験施設等登録不許

可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の規定による体験施設等の登録を決定した場合は、当該体験施設等を大鰐町移住交流体験施設等登録台帳に登録するものとする。

（登録事項の変更及び解除）

第4条 体験施設等の登録事項に変更があった場合又は登録の解除をする場合は、大鰐町移住交流体験施設等登録事項変更（解除）申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、変更（解除）の可否を決定するものとし、変更（解除）することを決定した場合にあっては、大鰐町移住交流体験施設等登録変更（解除）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（登録の取り消し）

第5条 町長は、登録が適正でないと認めるときは、その登録を取り消し又は改善のための必要な指導を行うことができる。

（登録期間及び更新）

第6条 本登録の期間は、登録決定通知の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、登録決定通知を受けた者から町に対して本登録を解除する旨の書面による意思表示を行わない場合は、さらに1年間有効とし、以後この例による。

- 2 町長は、登録の更新に当たり、必要に応じて登録事項の内容について調査することができる。

（体験施設等の活用）

第7条 町長は、町の移住及び交流の促進に関する事業において、本制度に登録された体験施設等を活用することができ、

活用した場合は、体験施設等に対して予算の範囲内において別表 1 に掲げる謝礼金等を支払うことができる。

(報告)

第 8 条 町長は、必要に応じて、体験施設等から活動状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 1 日から施行する。

別表 1

| 項 目 | 料 金 |
|-----------------------------|--|
| 謝礼金 | 1日あたり1人につき 3,500円 |
| 使用料（体験等の実施に係る 会場使用料・借上料） | 実費料金 |
| 費用弁償 | 大鰐町職員等の旅費及び費用 弁償に関する条例の定めると ころによる。 |